平成２１年（フ）第３３８号
奈良県桜井市大字谷229番地の９　パインハイツ桜井106号室
破産者　泉岡商事こと　泉岡　　卓
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７６号
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅81番地
破産者　前里　早美
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８１号
沖縄県南城市玉城字糸数82番地
破産者　屋比久保隆
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３７４号
長崎県長崎市界２丁目29番１号、旧住所岡山県倉敷市南畝２丁目４番８号
破産者　是永　健二
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
仙台市太白区金剛沢１丁目29番24号金剛沢ガーデンハイツ101、開始決定時の住所宮城県名取市愛島台２丁目５番地の11
破産者　八巻　　宏
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
秋田県由利本荘市石脇字下長老沼140番地56
破産者　松井美代子（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１２８号
栃木県小山市大字横倉新田130番地２　ベルビー横倉Ｂ棟201号、住民票上の住所栃木県小山市大字羽川178番地12
破産者　山下　　務
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２８４号
埼玉県深谷市小前田2461番地８
破産者　福井　一仁
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１７２２号
東京都大田区萩中１丁目７番20―1612号
破産者　鈴木　要三
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２６４６号
名古屋市昭和区円上町14番10号
破産者　石原八重子
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所第２部

平成２０年（フ）第３６６５号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字南刎畑2345番地40
破産者　村上光比呂
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１４号
愛知県春日井市味美町１丁目141番地　アネックス・アム203号
破産者　加藤　博雄
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０５号
名古屋市西区浄心本通３丁目30番地の１　アーバンドエル庄内通1314号
破産者　西　　和親
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１１２号
京都市上京区中立売通油小路西入東橋詰町71番地　八木善21　405号
破産者　山村　一雄
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８０９９号
大阪府枚方市交北３丁目２番24―110号
破産者　森重鉄筋こと　森重　博史
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８１９６号
大阪府箕面市牧落３丁目14番15号、開始決定時の住所大阪府豊中市東豊中町２丁目４番47号
破産者　茂村　　保
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３８号
大阪府八尾市黒谷５丁目54番地の２
破産者　濱上　里美
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１０号
大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目13番地の２、開始決定時の住所奈良県葛城市大屋13番地８
破産者　高杉　勝久
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９１９号
大阪府東大阪市中小阪１丁目３番５号
破産者　鈴木　　勲
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部